

岐阜市立厚見中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年4月改定
令和元年7月改定

<はじめに>

ここに定める「岐阜市立厚見中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、法に基づき制定した「岐阜市いじめ防止対策推進法」（以下「条例」という）の第7条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する方針及び対策等を示すものである。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、岐阜市立厚見中学校の生徒が安全で、安心して充実した学校生活を送れるように、いじめ防止などを目的に策定した。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ解消 ※①と②を共に満たしていること。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応**する。

(3) 基本認識

学校がいじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、全教職員が教育活動全体を通じて、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、人間として絶対に許されない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思っで見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

(4) 学校としての構え

学校が児童生徒に示す4つの約束

- ①意味あることにがんばる子を、先生達は精一杯応援する。
- ②がんばる仲間の足を引っ張る子には、先生達は **みんな** で指導する。
- ③困ったことがある時は、一番相談しやすい人に相談しなさい。
- ④先生達は、相談されたら、その日のうちに立ち上がる。

<校内組織>

- ・校内に「いじめ防止等対策推進会議」を設置する。
- ・校内メンバーによる定例会をもつ。いじめ事案発生時は、緊急開催と関係職員を追加招集する。

<基本姿勢>

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、全力で生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応をする。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない。」という認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
(いじめ防止対策推進法 第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。)
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を育成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

(5) 保護者の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように、規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・本校が大切にしている温言活動を中心に、全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるように、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・望ましい人間関係をつくるためのスキルを身に付けるために、意図的・計画的にソーシャルスキルのトレーニングを行い、日常生活に活用できるようにする。
- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるように教科指導を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも随時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むように指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に、いつでも・だれでも・どこでも努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導

- ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや、人を傷つけることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるように、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることのできるための

「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

- ・教職員一人一人が、すべての生徒の人格を尊重し、差別や偏見を許さない。

(3) 全ての教育活動を通じた指導

- ・学校における教育活動全体において、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ①正しい判断ができる基礎的な学力を身に付ける。(学力)
 - ②生徒に自己存在感を与える。(一人一役による有用感)
 - ③共感的な人間関係を育成する。(温言活動の充実等)
 - ④自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。(キャリア教育等)

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が主催する話し合いやPTAや地域の方との交流会など、自治的な活動の充実を図る。
- ・ノーメディアデーの実施により、SNS等の使い方、向き合い方等を親子で考える。

(5) 教職員の役割

<学級担任・教科担任等>

- ・日常的に、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を作り、学級全体に醸成する。
- ・見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切に、「できた・分かった」と自信をもてる授業づくりをする。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

<養護教諭>

- ・学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で、生命の大切さを取り上げる。

<生徒指導主事>

- ・いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げて、教職員の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関との情報交換や連携に取り組む。

<管理職>

- ・集会等で校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を作り、学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進に計画的に取り組む。
- ・いじめ予防に対しての取組を地域や保護者に積極的に発信する。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に取り組むよう推進する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集・校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるように、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的な「心のアンケート」(記名式・無記名式)の実施、Q-U等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「学校いじめ防止対策等推進会議」で調査結果を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等の全教職員が、生活ノートや授業中の言動等の些細なサインも見逃さないように、きめ細かな情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高める。
- ・スクールカウンセラーやほほえみ相談員等は、学校内を巡視しながら、気になる生徒の把握に努め、関係教職員と情報交流に努め、積極的に連携する。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、日常的において受容的かつ共感的な姿勢で生徒理解を進め、生徒との信頼関係を築く。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・問題発生時には安易に考えずに、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう危機意識を持って生徒の相談に当たる。（危機管理の「さしすせそ」）
- ・生徒の変化に組織的に対応できるように、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、ほほえみ相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割をした上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。
- ・毎週の打合せ、学年会、職員会議において、生徒の状態を常に把握し、共通理解する。また、必要に応じてケース会を随時開催する。

(3) 教職員の役割

<研修の充実>

- ・職員会議や、職員研修等や必要に応じて適宜職員研修を行い、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん未然防止に取り組むことができるように、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案が起きた際には、生きた教訓を学び、研修に生かす。

<学級担任・教科担任等>

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように、アンテナを高く、広く、鋭く保つ。
- ・休み時間や放課後等、生徒との雑談や生活記録などを活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・「心の健康調査」やQU、家庭訪問、三者懇談会等の機会を活用し、教育相談を行う。

<養護教諭>

- ・保健室を利用する生徒との雑談等の中で、その様子に目を配るとともに日常と何か違うと感じた時は、その機会をとらえ悩みを聞く。

<生徒指導主事>

- ・「心の健康調査」や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・いじめや悩みを相談できる学校内外の窓口について周知する。
- ・休み時間や放課後等の校内巡視や、校区内巡視等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

<管理職>

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(4) 保護者との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を周知する。
- ・いじめが確認された後は、いじめた側、いじめられた側共に、保護者への報告を正確に行い、謝罪の指導を親身になって行う。
- ・いじめられた生徒やその保護者の思いを真摯に受け止める。
- ・いじめた生徒にいじめが許されないことを自覚させると共に、自身が自らの行為を十分に反省する指導を保護者と一緒にする。
- ・いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まない。
- ・解決のために日頃から教育委員会や警察、子供相談センター、民生児童委員、学校運営協議会等とのネットワークを大切に、早期に向けた情報提供と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置<必置>

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

<事務内容>

- ①学校基本方針の策定、実施及び検証
- ②いじめに係る相談体制の整備
- ③いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- ④いじめの認知
- ⑤被害生徒等及びその保護者の支援並びに加害生徒等の指導及びその保護者への助言
- ⑥学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- ⑦前各号に掲げるものの他、本校の校長が必要と認める事項

<構成>

- ・学校職員
 - 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭等
 - 特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、ほほえみ相談員等
 - (定期開催；教育相談・特別支援教育会議と同時開催)
- ・学校職員以外
 - 保護者代表、民生主任児童委員等
 - (年度始めに方針説明・年度終わりに評価説明)

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「厚見中学校いじめ防止プログラム」

ターム	取組内容	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、対面式等で、「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより、HP等による「方針」の発信 ・職員研修会の実施（前年度のいじめの実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・いじめ未然防止のための学年集会（生徒自身によるいじめ防止の取組の確認） ・家庭訪問での保護者からの聞き取り ・学校運営協議会での「方針」説明 ・心の健康アンケートの実施、その後の即時対応・指導、見届け ・第1回いじめ防止等対策推進会議（学校職員外含む）での「方針」の説明 ・ソーシャルスキルトレーニング（以下「SST」）・グループエンカウンター；協力性 	「方針」の確認
2	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修含む） ・「いじめ防止月間の実施」 ・情報モラルを身に付ける指導 ・いじめ未然防止のための生徒集会（生徒会主催の各学年の取組交流） ・3年；人権施設の訪問 ・SST、グループエンカウンター；共感性 	QU事前研修
3	<ul style="list-style-type: none"> ・QU（1年生はNINO）実施 ・三者懇談で、保護者からの聞き取り及びQU結果の説明 ・情報モラルを身に付ける講座 ・教職員の取組の評価 ・SST、グループエンカウンター；共感性・親切心 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 	第1回県いじめ調査・夏季休業中の指導・QU活用の研修

4	<ul style="list-style-type: none"> ・かしわぎ祭における人権教育の推進 ・心の健康アンケートの実施、その後の即時対応・指導、見届け ・教育相談月間 ・いじめ未然防止に対する取組の前期振り返り（学年集会） ・SST、グループエンカウンター；共感性・思いやり 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルを身に付ける指導 ・いじめ未然防止に対する取組の後期計画（学年集会） ・SST、グループエンカウンター；共感性・協力性 	第4ブロックの人権教育研修
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止月間を生かした「温言活動」の取組強化 ・授業参観による人権学習 ・情報モラルを身に付ける講座 ・三者懇談で、保護者からの聞き取り及びQU結果の説明 ・教職員の取組の自己評価 ・3年ルネサンス（人権に関わる発表） ・SST、グループエンカウンター；自己理解・将来展望 	第2回県いじめ調査 冬季休業中の指導
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止等対策推進会議開催（学校職員外含む）での評価 ・心の健康アンケートの実施、その後の即時対応・指導、見届け ・教育相談月間 ・教職員の取組の評価及び次年度の取組計画 ・SST、グループエンカウンター；相互理解・思いやり ・いじめ未然防止に対する取組の振り返り（学年集会・生徒集会） ・学校運営協議会での「方針」に対する評価の説明 	第3回県いじめ調査 学年末・学年始め休業中の指導

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

<組織対応>

- ・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

<対応の重点>

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、速やかに管理職に報告し、校長の指導のもと、複数の職員と情報共有し、学年会等で組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ防止等対策推進会議を設置し組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、謝罪の会を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

<大まかな対応順序>

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知、管理職への報告、情報共有、対応方針の決定
 - ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が現場に駆けつける）
 - ・生徒や保護者からいじめではないかとの相談や訴えが合った場合には、真摯に傾聴する。
 - ・発見や通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取りを行い正確な実態把握をする。
- ②事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聞き取る）

- ・聞き取りを行う場合は、他の生徒の目に触れないように聞き取りの場所や時間を配慮する。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・教職員、生徒、保護者、地域住民等からいじめの情報を集める。
- ・得られた情報は、時系列で記録に残す。いじめの全体像を把握する。
- ③必要に応じて、市教委、関係機関（警察、子ども相談センター等）へ連絡
- ④いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部の専門家に力を借りる）
 - ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・徹底して守り抜くことを伝え、不安を取り除く。
 - ・信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。
 - ・「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、自尊感情を高めるように配慮する。
- ⑤いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
 - ・「いじめは人格を傷つけ、生命、心身、または財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・必要に応じて、別室指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境の確保を図る。
 - ・指導を十分行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、岐阜南警察署など関係機関と連携して対応する。
 - ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
 - ・不満やストレスをいじめに向かう力にするのではなく、運動や趣味等での確に発散できる力を育む。
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
 - ・学級担任を中心に、複数で加害・被害両生徒の家庭訪問をするなど、迅速に事実関係を伝えると共に、今後の学校教育との連携方法について話し合う。
 - ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。
 - ・事実確認の為の聞き取りやアンケートなどにより判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ⑦校長によるいじめた側、いじめを受けた側双方への指導
- ⑧関係機関との連携（市教委への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
 - ・状況に応じて、関係諸機関に協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ⑨経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）
 - ・いじめが解決したと思われる場合にも、継続して十分な注意を払い、全校体制で折りに触れ必要な支援を行う。
 - ・生徒の進学や進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

（２）重大事態と判断された時の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身または財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

<主な対応>

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署（岐阜南警察署）に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価について次の２点を加味し、適性に学校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関する事
- ②いじめの再発を防止するための取組に関する事

8 個人情報等の取扱

○個人調査について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。